

日本側外貨資金勘定による海外渡航事務処理手続について（案）

（二五五—八）
（経済安定本部）

(イ) 日本側外貨資金勘定による海外渡航を希望する者は、外務大臣あて旅券下附申請書及び大蔵大臣あて外国為替許可申請書を一括外務省に提出する。外務省は外国為替許可申請書を直ちに大蔵省に送付する。（官吏の渡航の場合には当該所属官庁から外務省あてに前記申請書を提出する）。

(ロ) 外務省に渡航の適否を審査するため関係官庁からなる渡航審査協議会（以下協議会といふ）を設ける。

協議会は、外務次官を委員長とし、外務省管理局長、通商産業省通商振興局長、経済安定本部貿易局長、大蔵省理財局長を委員とし必要によりその他の関係省の局長及び科学技術行政協議会事務局長に随時出席を求めらる。

(ハ) 協議会は必要に応じて通商産業省、大蔵省、経済安定本部、科学技術行政協議会その他の関係方面に諮問する。

(ニ) 協議会は、渡航の適否を決定し大蔵省に回付する。大蔵省は、渡航費用を査定の上輸入貿易及び対外支拂管理令第二十三條による許可書を外務省に回付する。

(ホ) 外務省は右手続終了後司令部に対して正式に渡航許可申請書を提出する。

(註) 輸出張のための外貨資金の優先的使用に関する政令第六條及び輸入貿易及び対外支拂管理令第二十一條第二号による渡航については、差当り従来通りとする。